

お知らせ

令和3年10月

原動機付自転車等の登録・廃車の申告・報告における 押印の廃止について

原動機付自転車等の申告・報告及び販売譲渡証明書について、個人・法人共に、押印の必要がなくなりました。

なお、届出にあたり、届出者の本人確認をさせていただきますので、マイナンバーカードをはじめとした本人確認書類をご持参ください。

※本人確認に必要な書類（下記のいずれかをご用意ください）

（個人の場合）

1. マイナンバーカード、免許証、パスポート、在留カードなど、顔写真付きの身分証明書を一点
2. 保険証、納税通知書など、公的機関で発行された本人あて文書（標識交付証明書を除く）を二点
3. 古物商免許の写し（個人事業の販売業者が届出する場合。届出者欄には、屋号のほかに自身の氏名を加筆してください。）

（法人の場合）

1. 社員証、名刺、免許証など（届出者欄には、法人名のほかに自身の氏名を加筆してください。免許証で確認の場合は自身の住所、氏名を加筆してください。）